

「最近の竜巻等突風被害を踏まえた被災者支援の推進に関する提言」(抄)4. 国と地方の役割分担のあり方

(3) 今後の対応等

○ 支援法のあり方については、これまでも、様々な意見、要望があり、有識者検討会等でも検討が行われてきたが、現時点の状況等についてあらためて整理すると、以下のとおりと考えられる。

- ① 最近の竜巻被害により、「不公平」等の課題が指摘されているのは、支援法の適用とならず、「各」都道府県において対応している部分である。
- ② 国は、支援法に基づき、市町村単位で一定規模以上の災害を対象に一部を補助し、また、広域で甚大な被害が発生した東日本大震災による被災者には、80%の国庫補助を行う特例措置(3,500億円を超える国の予算措置)を講じている。
- ③ 支援法が適用されない地域の被害は、一定規模以下の小規模の被害であり、被災者に対し地方公共団体が支援措置を実施するために必要となる額は、数百万円から数千万円程度と考えられる。
- ④ 現在の国と地方の役割分担の下で、(独自の)支援措置を実施する都道府県が年々増加している。

※ 全国知事会等からは、これら竜巻被害を受け、一部地域が支援法の適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すよう、内閣府(防災担当)に対し要望書が出されている。

○ こうした状況等の中で、国の役割等についてあらためて検討すると、市町村単位で一定規模以下の小規模な災害についてまで国が補助するよう見直すべき特段の事情や必要性があるとは言い難いと考えられる。

○ 一方で、最近の竜巻等突風被害の際に指摘された不公平等の課題に関しては、早急な対応が求められている。このため、国と地方の役割分担を踏まえた対応が必要であり、まずは、現在の国の役割等を変えない中で、こうした指摘等に早急に応えていくことが適切と考えられる。

○ また、支援法・災害救助法の仕組み、国と地方の役割分担等について、関係者や被災者に十分広報や周知が行われているとは言い難いことから、内閣府(防災担当)は、今後、ホームページの活用や地方公共団体への説明等により、積極的な広報・周知を行っていくことが適切である。

5. 被災者生活再建支援制度について(公平でより迅速な支援)

(2) 今後の対応等

- 上記のような「支援の遅れ」や「不公平」(支援の漏れ)といった事態は、「被災者の立場」に立った支援の観点からみると適切ではない。また、竜巻等突風被害は、今後も発生し、同様の状況が起こり得ることから、将来の竜巻等突風被害に備えるためにも、被災者支援のあり方全般の検討を行うこととしつつ、可能な限り早期に、「当面」対応可能な措置を講じていくことが重要と考えられる。
- そこで、本検討会において、
 - ① 前述の全国知事会からの要望
 - ② 現在 15 都道府県において、支援法と同等の支援措置を実施しているが、これを全都道府県に拡大すること
※ 円滑・迅速な支給のため、一旦支援法人から支払う方法を選択すること等も考えられる。
 - ③ 現時点での「当面の間」の措置として、支援法が適用された同一の災害において、財団法人都道府県会館(被災者生活再建支援法人)による、支援法の適用対象外の被災者に対する新たな支援を実施すること
などについて議論した。
- ①については、本提言4(2)に記述したとおり、市町村単位で一定規模以下の小規模な災害についてまで国が補助するよう見直すべき特段の事情や必要性があるとは言い難いと考えられる。
- また、一部地域が支援法の適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域が支援の対象となるよう支援法やその政令を見直すこととした場合、同一災害において、市町村単位で例えば全壊世帯が 1 世帯のみの極めて小さな被害の場合でも国が補助することとなってしまい、「市町村」、「都道府県」、「国」それぞれが役割を果たすという災害対策基本法の体系や、被災者支援への国のあり方そのものに大きな影響を及ぼすこととなる。このほか、支援法の適用対象となるような自然災害と「同一の災害」かどうかをどのように認定し、定義するかといった課題などもあり、こうした見直しが適切かどうかについて、慎重な検討が必要であると考えられる。
- 一方、一部委員からは、現行の制度は、一定規模以上の災害について、都道府県が国の補助を前提として互助の精神で一義的に責任を持って支援を行っている。全国知事会の要望内容については、今回の竜巻災害のように被害が広域に点在するが災害規模を見れば支援法適用となる災害の場合には、従前の市町村単位で対象範囲を選定するという考え方にとらわれず、制度の趣旨である互助の精神で支援の対象とすべきではないかというのが、その意図するところであるとの意見があった。
- 現在の国と地方の役割分担の下では、現行の支援法や同法施行令に規定する適用要件を拡大することは困難と考えられる。一方で、複数の委員からは、①の要望を実現すべきであること、また、①の要望を直ちに実施することが難しいのであれば、今後の支援法全体のあり方の見直しの際にあらためて議論すべき、との意見があった。

※ 本検討会の有識者委員(大学関係者等)からの主な意見

- ・ 被災者生活再建支援法の基礎は、都道府県の互助精神であることを考えると、まず、被害を受けた市町村と都道府県の協力のもとに被災者支援を行う。事前から都道府県はそうした支援の準備を当然行っているはずである。

近時の竜巻による災害を理由に、被災者生活再建支援法やその施行にかかる政令などを改正するべきではない。

- ・ 被災者生活再建支援に関する負担については、これまでも、市町村単位で一定規模以上の大規模災害については国が一部を補助し、それ以下の災害については、各都道府県で対応するという仕組みで対応しており、小規模な災害にまで国が財政負担することは適切ではない。

○ ②及び③に関しては、本来は、これまでの枠組みの下で、②のとおり全都道府県で支援法と同等の支援措置を講じることが適切であるとの意見、及び緊急な対応が求められている中で直ちに全都道府県で支援措置を実施することが困難な場合は、支援に漏れが生じることがないように、③による仕組みも活用するなどにより、支援法の適用対象外の被災者にも、公平かつ迅速な支援が行われるようにしていくことも考えられる、との意見が多数出された。

○ 一部委員からは、③について、一都道府県あたり「一災害限り」の活用とし、その後、速やかに各都道府県が(独自の)支援措置を実施するよう促すことが望まれる、との意見があった。

○ 一部委員からは、③については都道府県の役割を増すものであり、当面の措置であっても、現在の国と地方の役割分担を考えれば採用できない、との意見があった。

※ 被災者生活再建支援法施行規則(内閣府令)の柔軟な見直し(内閣府令改正)や財団法人都道府県会館寄附行為の改正等が必要。

○ 今後、本検討会における提言も踏まえ、被災者の立場に立ち、公平で迅速な支援の実施が行われるよう、内閣府(防災担当)が関係機関との協議や要請等を行い、平成 26 年度のできるだけ早期に、必要な対応が行われるようにしていくことを期待する。

○ 内閣府(防災担当)において関係機関との協議のうえ、今後の関係機関との検討の状況等を本検討会に適宜報告することを求めたい。また、本検討会においても、その報告等に適切な助言を行っていくこととしたい。

○ なお、本検討会は、支援法を含めた被災者支援のあり方全般について検討する場であり、来月(平成 26 年 1 月)以降、速やかに検討を行うこととしている。

被災者支援は、地方公共団体が大きな役割を担っていることから、県や市などの地方公共団体からも委員に就任いただいているところであるが、これに加えて、今後、全国知事会や、財団法人都道府県会館などの関係機関からの意見等も踏まえ、議論を進めていくことが重要である。